

# 国籍選択届

1 外国の国籍を有する日本国民(重国籍者)は、一定期間内に外国の国籍を離脱するか、あるいは国籍法の定めるところにより、日本の国籍を放棄する旨の宣言をしなければなりません(国籍法第14条)。

○重国籍となった時が20歳前であるときは、22歳に達するまでに選択

○重国籍となった時が20歳後であるときは、その時から2年以内に選択

2 日本国籍を有する重国籍者が日本国籍を選択するときは、国籍選択の届出を行うこととなります。

《必要書類》 ★は用紙が当事務所にあることを示すものです。

- |           |    |
|-----------|----|
| ・国籍選択届書 ★ | 2通 |
| ・戸籍謄本     | 1通 |
| ・日本国旅券    | 提示 |

(注)当事者が15歳未満であるときは法定代理人が届出人となりますので、資格を証する書面をご提示ください。